

## 職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

**1 事件の概要**

当該職員は、令和4年5月から9月にかけて、通勤途上に女性の後ろを歩き、スマートフォンで女性の後ろ姿を動画で撮影していました。このことにより、ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反した容疑で送致され、不起訴処分となりました。

**2 被処分者及び処分内容**

地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定により、次のとおり、処分を行いました。

所属	職名	年齢	処分内容
道路局	技術職員	50代	減給10分の1 4箇月

※本処分については、令和5年10月13日付横浜市報に登載予定です。

(参考：地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

職員が、左の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

お問合せ先

総務局人事課

Tel 045-671-4005